

情報理工学系研究科

無線LAN設備利用のガイドライン

情報理工学系研究科の無線LAN設備の利用にあたっては「東京大学情報倫理規則」「情報理工学系研究科 情報関連設備利用に関するガイドライン」および以下の点に注意すること。また、利用において発生した諸問題は利用者の責任において解決すること。

(1) 利用方法

利用にはIEEE802互換の無線LANカードを用いる。個人所有のカードを利用する際はMACアドレスを申請すること。また、本無線LAN設備では128ビットのWEPキーを用いているため、対応しない無線LANカードは利用できない。また、本無線LAN設備ではSSH, http, https, SMTP, POPなどのサービスのみを行っている。

(2) 法令の遵守

利用にあたって法令を遵守すること。また、他人の権利を不当に侵害してはならない。特に市販ソフトウェアや音楽・映像等の不正利用は厳禁である。

(3) 運用に関して

無線LANによるサービスは予告なしに停止することがある。また、WEPキーを適宜変更することがある。

(4) 授業中の利用

授業・実験・演習中に利用する場合はあらかじめ必ず教官の許可を得ること。

(5) 情報の自己管理

悪意をもった外部ユーザがワイヤレスネットワークを使用することが可能であることを仮定すること。すなわち、この無線LAN設備の通信内容は傍受されている可能性があることを仮定すること。暗号化されていない重大情報を通信しないこと。特にパスワード、メールのPOPアクセスで生パスワードを通信しないこと。

(6) 利用に関する各種情報の管理

無線LAN設備を使用するために必要な情報を他人に伝達しないこと。なお、情報の漏洩が明らかになった場合には、速やかに申し出ること。